

しっとく

# 知っ得♥消費生活ニュース

## 新生活で

## 気を付けてほしい消費者トラブル

～18歳・19歳の若者は特に要注意！！～

4月は進学や就職などで一人暮らしを始める時期です。新成人となった18歳、19歳の若者は、これまで経験したことのない複雑な契約や高額な契約を自分自身ですることになるため、特に注意が必要です。若者だけでなく見守る大人も、新生活で起こりがちなトラブルと対策を知っておきましょう。

### 新生活を狙った 訪問販売トラブル



#### 対策

- ・玄関のドアは安易に開けずインターフォン越しに対応しましょう。
- ・その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。
- ・不要な契約であればきっぱり断りましょう。
- ・契約書を受け取ってから8日以内は、クーリング・オフできる場合があります。

### 無計画な借入れが招く 多重債務



#### 対策

- ・借りたお金には支払利息がかかります。借金してまで買いたい物なのか、最後まで遅れることなく返済していけるのかよく検討しましょう。
- ・月々の返済額が少ないと支払期間が長くなり返済総額が高額になります。特にリボ払いには気を付けましょう。

### 新生活でも気を付けたい 儲け話トラブル



#### 対策

- ・「簡単に稼げる」「絶対に儲かる」は危険ワード！！そのような言葉を発する人は危険人物と用心しよう！！
- ・儲かったお金で返済できると言われても投資や副業等のために借金をしない！
- ・信頼している人や立派な肩書の人であっても、投資や副業に関する話は徹底的に疑いましょう。

### “実質無料”が解約したら高額請求!? 据置型 Wi-Fi ルーターの トラブル



#### 対策

- ・据置型 Wi-Fi ルーターの通信契約と本体の購入またはレンタル契約が必要です。契約前に月々の料金や解約時に発生する料金を必ず確認しましょう。
- ・電波状況が悪くてつながらない場合や解約したいと思ったら、すぐに契約先に申し出ましょう。

# 自然災害に関連する消費者トラブルを防ごう

－鳥取県中部地震・熊本地震から10年・東日本大震災から15年－

自然災害の発生に伴い、それに関連した消費者トラブルの相談が寄せられます。被災した住宅の修理だけでなく、自然災害を口実にした点検商法や、支援物資を提供したいといった親切心につけ込む勧誘など、自然災害に便乗したトラブルもみられます。

【事例1】すぐに屋根の工事ができると訪問してきた事業者に依頼したが高額すぎるので解約したい。

【事例2】保険会社の調査で保険金の給付対象外といわれ納得できない。

【事例3】賃貸住宅が床上浸水したが、管理会社に天災だから補償はできないと言われた。

【事例4】ホテルと航空券のパック旅行が台風で払い戻し対象となったが、旅行会社の窓口で電話が繋がらず、期限が過ぎてしまい返金を拒否された。

【事例5】市役所を名乗り支援物資を提供してほしいという電話があったが、不審だ。

## 消費者へのアドバイス

- ・自然災害に関連したさまざまな消費生活トラブルが発生することを覚えておきましょう
- ・契約前に複数の事業者から見積もりを取ったり周囲に相談したりして慎重に検討しましょう
- ・賃貸住宅では契約内容や物件に問題が生じた場合の相談先を事前に確認しておきましょう
- ・加入している保険の対象範囲や申請方法を把握しておきましょう
- ・親切心につけこむ怪しい話や自然災害に便乗した悪質商法に注意しましょう

## お知らせ

### 鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (4月・5月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。(事前予約制)

申込み・問合せ先：中部消費生活センター

日付：4月17日(金)

5月22日(金)

時間：13:30～15:00

場所：倉吉交流プラザ

第1、第2研修室

【消費生活に関する相談窓口】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時30分

月曜日・祝日の翌日 / 午前8時30分～午後5時 (電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎ 188

